

○生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)新旧対照表

現行	改正案																		
<p style="text-align: center;"><u>生駒市立保育所条例</u></p> <p>(名称、所在地及び入所定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、所在地及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 459 1108 571"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市立みなみ保育園</td> <td>生駒市小平尾町25番地1</td> <td style="text-align: center;"><u>120人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育料)</p> <p>第4条 <u>入所の承諾を受けた保護者は、別表に定める保育料を納付しなければならない。ただし、保護者の生活及び資産の状況等に応じ市長はこれを減免することができる。</u></p> <p>2 <u>既納の保育料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(延長保育料等)</p> <p>第4条の2 <u>前条の規定は、規則で定める延長保育に係る費用その他保育に要する費用について準用する。</u></p> <p>(この条例の他の保育所への適用)</p> <p>第4条の3 <u>第3条及び第4条の規定は、第2条に規定する保育所以外の保育所についてもこれを適用する。</u></p> <p>(保育所運営委員会)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>	名称	所在地	入所定員	生駒市立みなみ保育園	生駒市小平尾町25番地1	<u>120人</u>	略			<p style="text-align: center;"><u>生駒市立保育所の設置等に関する条例</u></p> <p>(名称、所在地及び入所定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、所在地及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 459 2049 571"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市立みなみ保育園</td> <td>生駒市小平尾町25番地1</td> <td style="text-align: center;"><u>200人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育所運営委員会)</p> <p>第4条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>	名称	所在地	入所定員	生駒市立みなみ保育園	生駒市小平尾町25番地1	<u>200人</u>	略		
名称	所在地	入所定員																	
生駒市立みなみ保育園	生駒市小平尾町25番地1	<u>120人</u>																	
略																			
名称	所在地	入所定員																	
生駒市立みなみ保育園	生駒市小平尾町25番地1	<u>200人</u>																	
略																			

別表(第4条関係)

保育料表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
		保育標準時間の場合			保育短時間の場合		
階 層 区 分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児	3歳未 満児	3歳児	4歳以上 児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	3,800 (1,900)	2,300 (1,150)	2,300 (1,150)	3,700 (1,850)	2,200 (1,100)	2,200 (1,100)
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ の世帯	9,000 (4,500)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)	8,800 (4,400)	6,600 (3,300)	6,600 (3,300)
C ₂	市町村民税の課税世帯 所得割額が49,599円以	10,500 (5,250)	8,300 (4,150)	8,300 (4,150)	10,300 (5,150)	8,100 (4,050)	8,100 (4,050)

	帯(C ₁ 階層の 世帯を 除く。) であっ て、そ の額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	下 所得割 額が49, 600円以 上51.49 9円以下	<u>12.000</u> <u>(6.000)</u>	<u>9.800</u> <u>(4.900)</u>	<u>9.800</u> <u>(4.900)</u>	<u>11.700</u> <u>(5.850)</u>	<u>9.600</u> <u>(4.800)</u>	<u>9.600</u> <u>(4.800)</u>
C ₃								
C ₄		所得割 額が51, 500円以 上53.39 9円以下	<u>14.000</u> <u>(7.000)</u>	<u>11.800</u> <u>(5.900)</u>	<u>11.800</u> <u>(5.900)</u>	<u>13.700</u> <u>(6.850)</u>	<u>11.500</u> <u>(5.750)</u>	<u>11.500</u> <u>(5.750)</u>
C ₅		所得割 額が53, 400円以 上60.39 9円以下	<u>16.000</u> <u>(8.000)</u>	<u>13.700</u> <u>(6.850)</u>	<u>13.700</u> <u>(6.850)</u>	<u>15.700</u> <u>(7.850)</u>	<u>13.400</u> <u>(6.700)</u>	<u>13.400</u> <u>(6.700)</u>
C ₆		所得割 額が60, 400円以 上69.19 9円以下	<u>18.500</u> <u>(9.250)</u>	<u>16.200</u> <u>(8.100)</u>	<u>14.400</u> <u>(7.200)</u>	<u>18.100</u> <u>(9.050)</u>	<u>15.900</u> <u>(7.950)</u>	<u>14.100</u> <u>(7.050)</u>
C ₇		所得割 額が69, 200円以 上86.79 9円以下	<u>21.000</u> <u>(10.50</u> <u>0)</u>	<u>18.700</u> <u>(9.350)</u>	<u>16.000</u> <u>(8.000)</u>	<u>20.600</u> <u>(10.30</u> <u>0)</u>	<u>18.300</u> <u>(9.150)</u>	<u>15.700</u> <u>(7.850)</u>
C ₈		所得割 額が86, 800円以 上98.59 9円以下	<u>25.100</u> <u>(12.55</u> <u>0)</u>	<u>21.000</u> <u>(10.50</u> <u>0)</u>	<u>18.800</u> <u>(9.400)</u>	<u>24.600</u> <u>(12.30</u> <u>0)</u>	<u>20.600</u> <u>(10.30</u> <u>0)</u>	<u>18.400</u> <u>(9.200)</u>
C ₉		所得割 額が98, 600円以	<u>28.300</u> <u>(14.15</u> <u>0)</u>	<u>21.900</u> <u>(10.95</u> <u>0)</u>	<u>19.400</u> <u>(9.700)</u>	<u>27.800</u> <u>(13.90</u> <u>0)</u>	<u>21.500</u> <u>(10.75</u> <u>0)</u>	<u>19.000</u> <u>(9.500)</u>

	上110.3 99円以下						
C10	所得割 額が11 0.400円 以上12 2,099円 以下	<u>30.900</u> <u>(15.45</u> <u>0)</u>	<u>22.400</u> <u>(11.20</u> <u>0)</u>	<u>20.000</u> <u>(10.00</u> <u>0)</u>	<u>30.300</u> <u>(15.15</u> <u>0)</u>	<u>22.000</u> <u>(11.00</u> <u>0)</u>	<u>19.600</u> <u>(9.800)</u>
C11	所得割 額が12 2,100円 以上13 9,799円 以下	<u>33.600</u> <u>(16.80</u> <u>0)</u>	<u>23.200</u> <u>(11.60</u> <u>0)</u>	<u>20.600</u> <u>(10.30</u> <u>0)</u>	<u>33.000</u> <u>(16.50</u> <u>0)</u>	<u>22.800</u> <u>(11.40</u> <u>0)</u>	<u>20.200</u> <u>(10.10</u> <u>0)</u>
C12	所得割 額が13 9,800円 以上15 7,299円 以下	<u>36.400</u> <u>(18.20</u> <u>0)</u>	<u>24.000</u> <u>(12.00</u> <u>0)</u>	<u>21.200</u> <u>(10.60</u> <u>0)</u>	<u>35.700</u> <u>(17.85</u> <u>0)</u>	<u>23.500</u> <u>(11.75</u> <u>0)</u>	<u>20.800</u> <u>(10.40</u> <u>0)</u>
C13	所得割 額が15 7,300円 以上16 9,399円 以下	<u>39.000</u> <u>(19.50</u> <u>0)</u>	<u>24.800</u> <u>(12.40</u> <u>0)</u>	<u>21.900</u> <u>(10.95</u> <u>0)</u>	<u>38.300</u> <u>(19.15</u> <u>0)</u>	<u>24.300</u> <u>(12.15</u> <u>0)</u>	<u>21.500</u> <u>(10.75</u> <u>0)</u>
C14	所得割 額が16 9,400円 以上19 2,899円 以下	<u>42.400</u> <u>(21.20</u> <u>0)</u>	<u>25.600</u> <u>(12.80</u> <u>0)</u>	<u>22.700</u> <u>(11.35</u> <u>0)</u>	<u>41.600</u> <u>(20.80</u> <u>0)</u>	<u>25.100</u> <u>(12.55</u> <u>0)</u>	<u>22.300</u> <u>(11.15</u> <u>0)</u>
C15	所得割	<u>45.700</u> <u>(22.85</u>	<u>26.400</u> <u>(13.20</u>	<u>23.400</u> <u>(11.70</u>	<u>44.900</u> <u>(22.45</u>	<u>25.900</u> <u>(12.95</u>	<u>23.000</u> <u>(11.50</u>

	額が19 2,900円 以上25 8,899円 以下	0)	0)	0)	0)	0)	0)
C16	所得割 額が25 8,900円 以上29 8,599円 以下	49.300 (24.65 0)	27.200 (13.60 0)	23.900 (11.95 0)	48.400 (24.20 0)	26.700 (13.35 0)	23.400 (11.70 0)
C17	所得割 額が29 8,600円 以上39 2,899円 以下	61.600 (30.80 0)	28.200 (14.10 0)	24.300 (12.15 0)	60.500 (30.25 0)	27.700 (13.85 0)	23.800 (11.90 0)
C18	所得割 額が39 2,900円 以上	68.000 (34.00 0)	31.000 (15.50 0)	26.900 (13.45 0)	66.800 (33.40 0)	30.400 (15.20 0)	26.400 (13.20 0)

備考

- 1 この表の「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の場合をいう。
- 2 この表の「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の場合をいう。
- 3 この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 4 この表の「3歳児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童で3歳未満児でないものをいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。

5 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は規則で定める生計を一にする子(次号において「生計を一にする子」という。)を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下であるもの

7 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

8 B階層からC₁₈階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定

する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)
イ C ₁ 階層からC ₁₈ 階層までの世帯において保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	0円

9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)である場合におけるこの表の適用については、B階層の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は0円とし、3歳未満児に係るC₁階層からC₅階層までの世帯並びに3歳児及び4歳以上児に係るC₁階層からC₄階層までの世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、3歳未満児に係るC₆階層の世帯及びC

C₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は9,000円とし、3歳児及び4歳以上児に係るC₅階層及びC₆階層の世帯並びにC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は6,000円とする。

(1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

(4) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

10 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯がB階層からC4階層までの世帯及びC5階層のうち市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯(要保護者等世帯を除く。)の保育料の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める括弧内の額、3人目以降は0円とし、児童の属する世帯が要保護者等世帯であってC1階層からC6階層までの世帯及びC7階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保育料の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。